

「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」の取組状況について (2023(令和5)年度 実績)

1. 重点化方針の概要

本方針は、厳しい財政状況の下、北海道にとって必要な社会資本整備を着実に進めるため、おおむね10年間の社会資本整備の基本的な考え方とともに、「選択と集中」の具体策（施策優先度や事業優先度など）を示したもの。

2. 施策優先度と事業優先度について

① 施策優先度 …… 「北海道総合計画（H28～R7）」に基づく施策を対象に、基本方針で示した「重視すべき視点」のほか、緊急性、波及性、地域優先度から設定。

- A：早期の効果発現を目指し優先的に取り組む施策
- B1：優先的に取り組む施策
- B2：計画的・段階的に取り組む施策
- C：既存ストックの有効活用などを中心に取り組む施策

② 事業優先度 …… 地域重視、施策重視、事業効果の視点から「事業のランク」を決め、上記「施策優先度」との組み合わせにより設定。

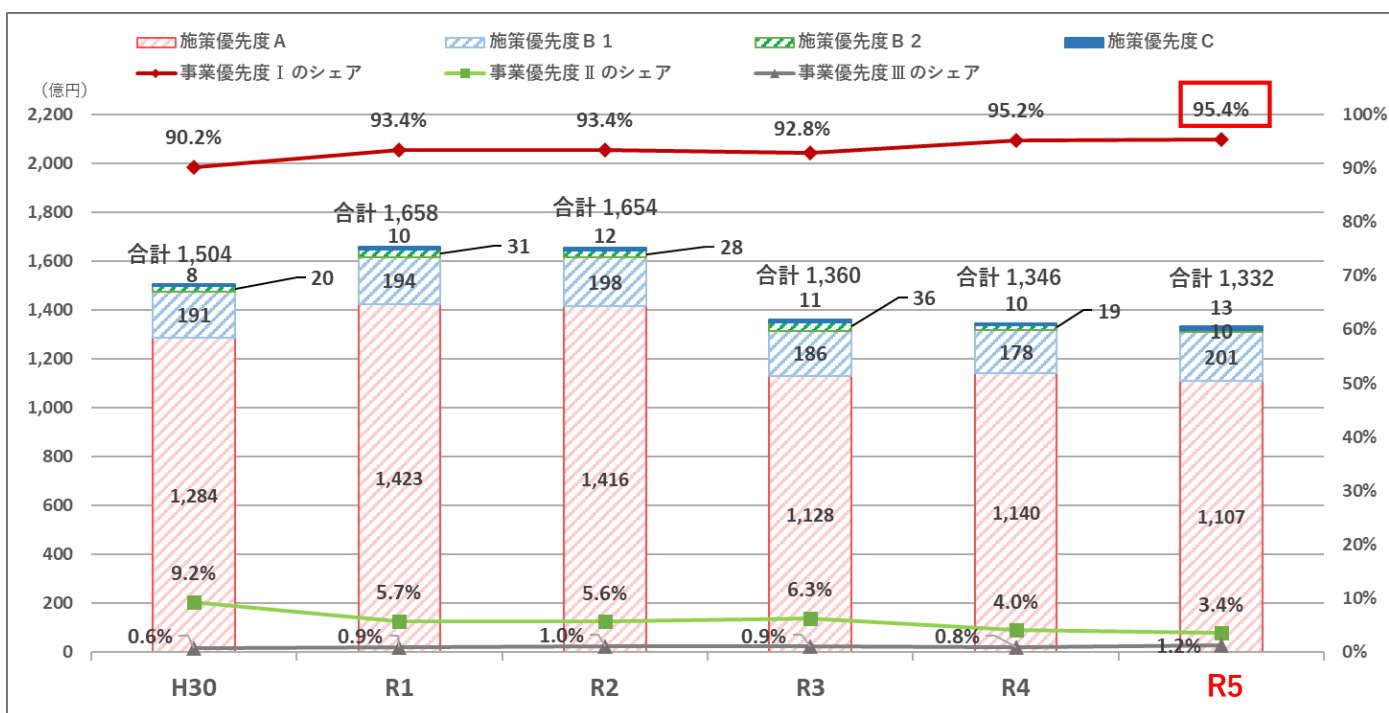
- I：早期効果発現を目指し優先的に進める事業
- II：計画どおりに進める事業や新規に取り組む事業
- III：予算との調整により、その都度優先度を検討する事業

〔施策優先度と事業のランクの組み合わせ〕

		事業のランク	
		ランク1	ランク2
施策優先度	A	I	
	B1	I	II
	B2	II	III
	C	III	

3. 重点化の状況（当初予算事業費ベース）

優先度の高い事業（事業優先度 I）の事業費全体に対するシェアは90%を超える水準となっており、重点化方針が示す「選択と集中」による重点的な投資が続いている。



※ 対象は道が事業主体の公共事業。なお次の事業については対象としていない。
 ・ 補助・交付金事業のうち、施設の機能を保全するための修繕や長寿命化などに係る施策・事業
 ・ 道単独事業のうち、災害への対応や地域の実情に応じて緊急的に実施する事業、施設の機能保全や維持管理のために実施する事業、公共事業等に係る事前調査、施設建設事業